

諮問番号：諮問第 161 号

答申番号：答申第 161 号

答申書

第 1 審査会の結論

●●●●●福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）の規定に基づく生活保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

（1）転居の必要性・緊急性について

ア 審査請求人と元夫は、元夫のDVが原因で離婚したが、元夫は審査請求人の家に入り込み、審査請求人が出ていくよう求めても出ていかなかった。そのような中で、審査請求人は、元夫から暴行を受け、元夫は逮捕された。

イ 審査請求人は、20 日ほどで元夫が釈放される可能性があると聞かされており、審査請求人が犯罪被害を再び受けないようにするために、兎にも角にも加害者の知る居住地から速やかに転居することが審査請求人の身体の安全確保を図るために必要であった。

（2）転居先の妥当性について

ア 審査請求人は、母子生活支援施設や公営シェルターへの避難も考慮に入れていたが、母子生活支援施設は旧住居と近隣の場所であったため、●●●●●課と警察から入所を止められた。また、民間シェルターは当時満員であり受け入れを拒否された。公営シェルターは空きがあったが、遠方の郊外にあり、子どもも一緒に入居することを要し、外出も許されない。高校生の長男の出席日数が不足する事態を避けるため、同シェルター入居という選択はできなかった。

イ 審査請求人は、4 人の子どもたちに迷惑をかけることを避け、子らが転校せず

に通える範囲で、かつ、なるべく元夫と同居していた住居から離れた新住居への引っ越しを希望した。距離からすると、新住居は、元夫に審査請求人の居場所を知られないようにする目的を十分に達成できる場所であった。また、新住居であればスーパーや郵便局、銀行のATMなど生活に必要な施設が敷地内にあることから、審査請求人の行動範囲を最小限に抑えることができ、元夫と偶然に会ってしまうリスクを回避できる場所でもあった。

(3) 処分庁の判断基準が不明確であること

ア 処分庁は、●●●は旧住居及び元夫の実家があり、●●は元夫の職場があるため元夫と偶然出会う可能性が高いことから安全確保を図れないとしているが、●●●及び●●の面積や人口からすれば一概に加害者の生活圏であって危険であるということにはならない。

転居後は元夫が旧住居へ近づく理由もなく、旧住居が近いという理由で危険であるとはいえず、また、元夫は母親と仲が悪く、既に自立して生活していることから実家に戻ることも考えにくい状況であるため、旧住居や元夫の実家があるという理由で危険であるとはいえず、本件処分の理由は合理性を欠く。

仮に、身体的安全確保のために、ある程度の距離が必要であるとしても、「●●●●、●●●」への転居を認めないというのは、基準として不明確であり、身体的安全確保のためにならないという根拠に合理性はない。

イ 処分庁は、再弁明書において、本件処分理由を、「●●●●●●課や警察も危険と判断するような距離にある新住居への転居だから」、「遠方への転居を支給要件とし」という理由づけに変更しており、元々の処分理由である「●●●であるから不許可」という理由も十分検討がなされた上での理由づけであったとは到底考えられない。●●●であるから不許可であるとする、「●●●●●●」なども不許可になるはずであるが、距離的には相当離れており、「●●●であるから不許可」とした理由自体が不明瞭である。

処分後、処分決定の理由が二転、三転し、処分後もなお主張することが論理破綻をきたしていることからしても、本件処分時、十分な検討がなされたのか非常に疑問である。

(4) 処分庁の考えが妥当ではないこと

ア 処分庁は、「子どもたちの事情については長男の通学は新住居でなくとも可能

であり、更に生命及び身体の安全確保に優先される事情ではない」との考えを示しているが、子どもたちの事情と審査請求人の生命及び身体の安全確保は天秤にかけられるものではなく、両方大事であり、そこから考えとして誤っている。

イ 処分庁は、本件が重大なDVであり速やかに旧住居から転居する必要があったと考えていたのであれば、まずは被害現場であり加害者も出入り可能な旧住居から速やかに身を移すことが最優先課題であり、「●●・●●●の転居なので却下」という大雑把な理由づけによる本件却下処分はなされないはずである。処分庁の対応からすると、処分庁にはDV加害者の暴力的支配に対する理解が著しく不足しており、DV被害者に対する配慮にも欠けており、本件処分の不当性を示すものである。

(5) 本件処分は、加害者と被害者が同居している場所からの転居という最重要視点を看過し、実際に引っ越しをする際の被害者の生命及び身体の安全確保への考慮、子どもたちの学校に通う希望に対する配慮に欠け、本件についての特性や実際の旧住居と転居先との距離、元夫が実家に戻って生活する可能性の低さなどについて検討がされないまま、転居地が「旧住居がある」、「元夫の実家がある」●であるという理由で却下されたものである。

したがって、本件処分は、本件がDV被害事例で緊急性を有する事案であること、審査請求人が保護命令を得る予定であること、転居先の立地、審査請求人の子ども事情・希望などを含む本来検討されるべき事実が検討されないまま、DV被害について理解を欠く処分庁によって「●●●、●●への転居は却下する」とされたものであって、合理性を欠き、裁量を逸脱するものであるから違法である。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われたものであり、違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

(1) 住宅一時扶助費について

ア 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7の間30の答では、「生

活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7の4の(1)のイにいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」が限定列挙されているところ、その中には、「犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する必要がある場合」で敷金等を必要とするときも挙げられている。

イ そして、この場合の転居は、生命及び身体の安全の確保を図るための転居である必要があることから、転居先は生命及び身体の安全の確保を図ることができると思われる借家等である必要があり、これが見込まれない借家等への転居については、この場合に該当しないと解するのが相当である。

ウ 本件についてみると、審査請求人は、新住居は、旧住居から離れた場所であり、元夫に居場所を知られないようにする目的を十分に達成でき、身体の安全は図れるものである旨を主張している。

しかしながら、新住居と旧住居の距離は約2キロメートルと近接しており、●●警察署職員から処分庁へ、新住居は、旧住居から近く、元夫の実家も近くかなり危険であると思われるとの連絡がなされていることに鑑みると、新住居を生命及び身体の安全を図ることができると見込まれる借家等とすることは困難であり、処分庁が、新住居への転居について、「犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する必要がある場合」には該当しないと判断したことを不合理ということとはできない。

なお、新住居への転居は、課長通知第7の間30の答に列挙されている他の場合に該当するとも認められない。

したがって、処分庁が、本件処分により新住居への転居に係る敷金等の住宅一時扶助申請を却下したことについては、違法又は不当とは認められない。

(2) 生活扶助費(移送費)について

局長通知第7の2の(7)のイは、被保護者の転居に係る移送費について、真にやむを得ないときで、他に経費を支出する方法がないときに給付するものとしている。

本件についてみると、新住居への転居は、生命及び身体安全を確保することが見込まれる借家等への転居とは言えないものであるから、当該転居に付随して発生す

る移送費の支給については、「真にやむを得ないとき」に該当するということはできない。

したがって、処分庁が、本件処分により生活扶助費（移送費）申請を却下したことについては、違法又は不当とは認められない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成 28 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

令和 4 年 5 月 23 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 4 年 8 月 24 日の審査会において、調査審議した。

第 5 審査会の判断の理由

本件審査請求の争点は、審査請求人の転居が課長通知第 7 の 30 の答にある、「犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する必要がある場合」には該当しないとして、住宅一時扶助を不支給としたことが妥当かということにある。課長通知には、転居先を限定する記載はないものの、生命及び身体の安全の確保が見込まれない借家等への転居は、これに該当しないと解するのが相当である。

本件についてこれをみると、新住居について、旧住居との距離が 2 キロメートルと近接していることから、●●警察署職員から処分庁に対し、DV 被害からの避難先としてはかなり危険であると思われるとの連絡がなされており、処分庁が本件審査請求に係る転居について、生命及び身体の安全の確保を図るための転居に該当しないと判断したことを不合理ということとはできない。審査請求人は、「●●●、●●」への転居を認めないというのは基準として不明確であると主張している。しかし、それらの●内にはそれぞれ元夫の実家があり、あるいは元夫の勤め先があり、元夫がそれらの場所に立ち寄りないとは限らないという事情があることが認められる。これらの事情は、処分庁において危険防止の観点から考慮に入れるべきことである。したがって、単に「●●●、●●」への転居を認めないとする趣旨ではないというべきである。

また、移送費について、局長通知第 7 の 2 の (7) のアは、被保護者の転居に係る移送費

について、真にやむを得ないときで、他に経費を支出する方法がないときに給付するものとしている。

本件についてこれをみると、本件審査請求に係る転居は、生命及び身体安全を確保することが見込まれる転居とはいえないものであるから、局長通知第7の2の(7)のアの「真にやむを得ない場合」に該当しないものと解するのが相当である。

よって、本件申請を却下した処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員 岡本 博志

委員 牛島 加代

委員 小山 雅千子